

公益社団法人新潟県農林公社高性能林業機械管理及び貸付要領

第1条 目的

この要領は、公益社団法人新潟県農林公社が所有する高性能林業機械（以下「機械」という。）の管理及び貸付に関する必要な事項を定め、もって林業経営の生産性の向上を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

この要領を適用する機械は、林業機械一覧表（別表1及び1-2）のとおりとし、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）及び林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）等が行う森林整備事業並びに機械の利用に関する技術研修等に使用する場合に適用する。

第3条 管理責任者

機械の管理責任者は、公益社団法人新潟県農林公社代表理事（以下「代表理事」という。）とする。

第4条 維持管理

代表理事は、機械の状態を明らかにし、整備保全を図るため次の書類・帳簿を整備するものとする。

- (1) 林業機械備品台帳（固定資産台帳）
- (2) 林業機械貸付台帳
- (3) 林業機械貸付スケジュール表

第5条 借受申請書

支援センターは、機械を貸付けようとする2か月前に林業機械借受希望調査票（書式1）により機械の借受希望調査を実施し、利用調整を行ったうえで林業機械貸付スケジュール表に整理し、これを公表するものとする。

- 2 機械を借り受けようとする者は、前項の調査結果を確認し、林業機械借受申請書（様式第1号）を代表理事に提出しなければならない。

第6条 申請書の審査及び通知

代表理事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、林業機械貸付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

第7条 貸付契約

前条の貸付決定通知を受けた者は、速やかに林業機械貸付契約書（別紙1）により、契約を締結しなければならない。

第8条 貸付期間

機械の貸付期間は、貸付ける日から返納する日までの期間とする。

- 2 機械の貸付期間は、1か月（月初～月末）を単位とし、原則として3か月を最長期間とする。

ただし、代表理事が特に認めた場合はこの限りでない。

第9条 貸付期間の変更

借受人は、第7条で許可された貸付期間の変更又は取止めを希望する場合は、変更又は取止めを希望する10日前までに、支援センターと協議のうえ、林業機械借受内容変更申請書（様式第3号）又は林業機械借受取止め申請書（様式第5号）を代表理事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 第6条の規定は、前項の承認の場合についても準用し、林業機械借受内容変更決定通知書（様式第4号）又は林業機械貸付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定の変更又は取止めを希望する場合は、災害・天候等のやむを得ないと判断できる事情がない限り、変更又は取止めた月以降の貸付決定はなかったものとする。

第10条 貸付料

機械の貸付料は、機械の購入価格、使用日数、維持・管理費等を考慮し、代表理事が別に定めるものとする。

なお、この貸付料は機械の貸付事務及び維持・管理等の費用に当てるものとする。

第11条 借受人の経費負担

借受人は、機械の借受に伴い、当該機械の借受期間中の運行管理に要する一切の経費を負担しなければならない。

ただし、支援センターが負担する運行管理経費（別表2）に定める経費についてはこの限りでない。

- 2 運行に要する経費は燃料、オイル等の通常の使用に伴う消耗部品の交換、故障の修理とし、機械の運搬及び返却時の検収に要する経費を含むものとする。
- 3 前項のうち、修理業者等に作業を依頼し、部品の交換、故障の修理を実施するものについては借受人が修理の依頼を行なうこと。
また、修理の完了後、速やかに林業機械事故・異常・不具合等報告書（書式5）を代表理事に提出しなければならない。
- 4 前項のうち、ゴムクローラの破損等、修理に要する経費が高額となるもの（20万円を超えたもの）については、借受人は修理依頼の前に林業機械事故・異常・不具合等報告書（書式5）を代表理事に提出し、その指示を受けなければならない。代表理事は報告内容を精査のうえ、支援センターが修理に要する経費の負担をできるものとし、その負担割合を決めることができるものとする。
- 5 機械使用に係る対人・対物損害保険料等の費用は借受人の負担とする。

第12条 使用及び管理義務

借受人は、機械の使用及び管理に当たりその保管、使用時間及び使用方法等について、善良な管理の注意義務を払わなければならない。

- 2 借受人は、前項を行うにあたり使用責任者をおこななければならない。
- 3 使用責任者は、始業点検記録簿（書式2）及び林業機械使用日誌（書式3）により常に機械の使用状況を管理しなければならない。
- 4 使用責任者は、貸付け期間中は1か月ごとに月次点検を実施し、月次点検簿（書式4）に記録するとともに、前項の記録簿及び日誌とともに毎月提出しなければならない。
- 5 入庫ならびに出庫時に写真を撮影し、写真を速やかに提出しなければならない。

第13条 減失又は棄損の報告

借受人は、機械を減失又は棄損したときは、林業機械事故・異常・不具合等報告書（書式5）を代表理事に提出し、その指示を受けなければならない。

第14条 機械の補修及び賠償責任

前条の減失又は棄損が借受人の責に帰すべき事由による場合は、借受人がこれを補填又は修理しなければならない。

- 2 機械の補修について、簡易な補修については借受人の責任において補修するものとし、その他借受人段階で補修できないものについては、代表理事の指示に従うものとする。

3 補修部位によっては、長期間の休車状態が発生する可能性があるが、休業に対する補償等については借受人の責任において対処するものとする。

4 代表理事は、借受者が善良な管理取扱いを怠り、破損又は紛失した場合は、借受者に修理を命じ、又は損害の賠償を請求することができるものとする。

第 15 条 物件の譲渡等の禁止

借受人は、代表理事の許可なく当該機械の全部又は一部について、他に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

第 16 条 目的外使用の禁止

借受人は、当該機械を貸付契約に定める目的以外の用途に使用してはならない。

ただし、事前に代表理事の承認を得たときはこの限りではない。

第 17 条 改造の禁止

借受人は、機械の一部又は全部を改造してはならない。

第 18 条 事業状況等の報告

借受人は、代表理事の請求を受けたときは、随時、管理及び事業等の状況を報告しなければならない。

第 19 条 第三者への損害

機械の使用により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、借受人の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害が発生した場合は借受人の責任において賠償しなければならない。

第 20 条 機械の引渡時点検・返還

使用責任者は、借受期間の満了時に引渡時点検を実施し、引渡時点検簿（書式 4）に記録するとともに、第 12 条第 3 項の書類とともに提出しなければならない。

なお、引渡時点検の実施時には機械各部に給脂し、燃料を満タンにすること。

2 借受人は、借受期間が満了したときは、林業機械返還報告書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

第 21 条 貸付料の納入

借受人は、貸付け期間中は 1 か月ごとに代表理事の発行する林業機械貸付料納入通知書（様式第 8 号）により、納入期限日までに代表理事が定める方法により納付しなければならない。

2 貸付期間が 3 か月を越える場合は、一旦 3 か月で精算するものとする。

3 借受人は、借受期間中に機械の故障等、不可抗力で機械を使用することができなかった期間がある場合には、貸付料の減額を要望することができる。

なお、貸付料の減額を要望する場合には、第 12 条第 3 項の書類提出と併せて貸付料減額要望書（書式 6）を提出しなければならない。

第 22 条 遅延賠償金

借受人は、定められた納付期限までに貸付料を納付しないときは、その納付期限日の翌日から納付の日までの期日に応じ、その未納額に新潟県の「特例基準割合」の率を乗じた遅延賠償金を納付しなければならない。

2 借受人は、代表理事の発行する林業機械貸付料遅延賠償金納入通知書（様式第 8-2 号）により、納入期限日までに代表理事が定める方法で遅延賠償金を納付しなければならない。

第 23 条 委任

この要領の運用に関し、必要な事項は代表理事が定める。

附 則

この要綱は平成 11 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。
- 2 従前の公益公益社団法人新潟県農林公社高能率林業機械管理及び貸付規定はこれを廃止する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和8年度 林業機械一覧表(機種別)

[単位:円]

機種	管理番号	優先地域	導入年度	ベースマシン			アタッチメント		月額貸付料	
				メーカー	型式	バケット容量 または 最大積載量	メーカー	型式	税抜	税込
プロセッサ	p-1	佐渡	H20	日立建機	ZX110	0.45m ³	イワフジ	GP-35T	210,000	231,000
	p-2	佐渡	H21	イワフジ	CT-500A	0.20m ³	イワフジ	GP-532	200,000	220,000
	p-3	下越	H24	イワフジ	CT-500B	0.20m ³	イワフジ	GP-35A	200,000	220,000
	p-4	上越	H25	日立建機	ZX135USBL	0.45m ³	イワフジ	GP-35A	210,000	231,000
	p-5	中越	H26	イワフジ	CT-500BS	0.20m ³	イワフジ	GP-35A	200,000	220,000
	p-6	フリー	R6	住友建機	SH135X-7PB	0.50m ³	イワフジ	GP-35B	270,000	297,000
ハーベスタ	h-2	フリー	R7	コマツ	PC138us-11	0.50m ³	イワフジ	Gpi-40	270,000	297,000
フォワーダ	f-4	佐渡	H21	イワフジ	U-4SBG	2.7t	イワフジ		190,000	209,000
	f-5	佐渡	H22	イワフジ	U-4SBG	2.7t	イワフジ		190,000	209,000
	f-6	中越	H22	諸岡	MST-800VDL	3.8t	Cranab	FC45	190,000	209,000
	f-7	下越	H25	諸岡	MST-650VDL	3.5t	Hiab	3000XG	190,000	209,000
	f-8	中越	H27	イワフジ	U-4CG	4.0t	イワフジ		190,000	209,000
	f-9	上越	H27	諸岡	MST-700VDL	3.8t	古河ユニック	UF-32	190,000	209,000
	f-10	上越	H28	イワフジ	U-4CG	4.0t	イワフジ		190,000	209,000
	f-11	下越	H30	イワフジ	U-4DG	4t	イワフジ		200,000	220,000
	f-12	フリー	R6	イワフジ	U-5EGW	5t	イワフジ		260,000	286,000
タワーヤード	t-1	フリー	H11	イワフジ	TY-U3				150,000	165,000
スイングヤード	s-1	フリー	H20	日立建機	ZX120	0.45m ³	イワフジ	GS90LJV	210,000	231,000
	s-2	フリー	H22	コベルコ	SK135SR	0.45m ³	南星機械	BHS10KMR-2	210,000	231,000
グラップル	g-1	フリー	H21	コマツ	PC78US-8	0.25m ³	イワフジ	GS65LJV	190,000	209,000
	g-2	フリー	H22	ヤンマー	Vio 50	0.16m ³	ヤンマー	WG50	180,000	198,000
	g-3	フリー	H22	住友建機	SH75X-3B	0.25m ³	南星機械	BHS10GMR-6	190,000	209,000

○故障・修理等で使用可能日数(休日含む)が減少した場合の貸付料[単位:円]

機械の区分(税抜)	使用可能日数					
	10日以下		11~20日		21日以上	
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
通常料金が150,000円の機械	5,000×日数	5,500×日数	100,000	110,000	通常料金と同じ	
〃 180,000円の機械	6,000×日数	6,600×日数	120,000	132,000		
〃 190,000円の機械	6,400×日数	7,040×日数	128,000	140,800		
〃 200,000円の機械	6,700×日数	7,370×日数	134,000	147,400		
〃 210,000円の機械	7,000×日数	7,700×日数	140,000	154,000		
〃 220,000円の機械	8,000×日数	8,800×日数	160,000	176,000		
〃 260,000円の機械	8,700×日数	9,570×日数	174,000	191,400		
〃 270,000円の機械	9,000×日数	9,900×日数	180,000	198,000		

令和8年度 林業機械一覧表(優先地域別)

[単位:円]

優先地域	管理番号	機種	導入年度	ベースマシン			アタッチメント		月額貸付料	
				メーカー	型式	バケット容量 または 最大積載量	メーカー	型式	税抜	税込
下越	p-3	プロセッサ	H24	イワフジ	CT-500B	0.20m ³	イワフジ	GP-35A	200,000	220,000
	f-7	フォワーダ	H25	諸岡	MST-650VDL	3.5t	Hiab	3000XG	190,000	209,000
	f-11	フォワーダ	H30	イワフジ	U-4DG	4t	イワフジ		200,000	220,000
中越	p-5	プロセッサ	H26	イワフジ	CT-500BS	0.20m ³	イワフジ	GP-35A	200,000	220,000
	f-6	フォワーダ	H22	諸岡	MST-800VDL	3.8t	Cranab	FC45	190,000	209,000
	f-8	フォワーダ	H27	イワフジ	U-4CG	4.0t	イワフジ		190,000	209,000
上越	p-4	プロセッサ	H25	日立建機	ZX135USBL	0.45m ³	イワフジ	GP-35A	210,000	231,000
	f-9	フォワーダ	H27	諸岡	MST-700VDL	3.8t	古河ユニック	UF-32	190,000	209,000
	f-10	フォワーダ	H28	イワフジ	U-4CG	4.0t	イワフジ		200,000	220,000
佐渡	p-1	プロセッサ	H20	日立建機	ZX110	0.45m ³	イワフジ	GP-35T	210,000	231,000
	p-2	プロセッサ	H21	イワフジ	CT-500A	0.20m ³	イワフジ	GP-532	200,000	220,000
	f-4	フォワーダ	H21	イワフジ	U-4SBG	2.7t	イワフジ		190,000	209,000
	f-5	フォワーダ	H22	イワフジ	U-4SBG	2.7t	イワフジ		190,000	209,000
フリー	p-6	プロセッサ	R6	住友建機	SH135X-7PB	0.50m ³	イワフジ	GP-35B	270,000	297,000
	f-12	フォワーダ	R6	イワフジ	U-5EGW	5.0t	イワフジ		260,000	286,000
	h-2	ハーベスタ	R7	コマツ	PC138us-11	0.50m ³	イワフジ	Gpi-40	270,000	297,000
	s-1	スイングヤーダ	H20	日立建機	ZX120	0.45m ³	イワフジ	GS90LJV	210,000	231,000
	s-2	スイングヤーダ	H22	コベルコ	SK135SR	0.45m ³	南星機械	BHS10KMR-2	210,000	231,000
	t-1	タワーヤーダ	H11	イワフジ	TY-U3				150,000	165,000
	g-1	グラップル	H21	コマツ	PC78US-8	0.25m ³	イワフジ	GS65LJV	190,000	209,000
	g-2	グラップル	H22	ヤンマー	Vio 50	0.16m ³	ヤンマー	WG50	180,000	198,000
	g-3	グラップル	H22	住友建機	SH75X-3B	0.25m ³	南星機械	BHS10GMR-6	190,000	209,000

○故障・修理等で使用可能日数(休日含む)が減少した場合の貸付料 [単位:円]

機械の区分(税抜)	使用可能日数					
	10日以下		11~20日		21日以上	
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
通常料金が150,000円の機械	5,000×日数	5,500×日数	100,000	110,000	通常料金と同じ	
” 180,000円の機械	6,000×日数	6,600×日数	120,000	132,000		
” 190,000円の機械	6,400×日数	7,040×日数	128,000	140,800		
” 200,000円の機械	6,700×日数	7,370×日数	134,000	147,400		
” 210,000円の機械	7,000×日数	7,700×日数	140,000	154,000		
” 220,000円の機械	8,000×日数	8,800×日数	160,000	176,000		
” 260,000円の機械	8,700×日数	9,570×日数	174,000	191,400		
” 270,000円の機械	9,000×日数	9,900×日数	180,000	198,000		

支援センターが負担する運行管理経費

1	<ul style="list-style-type: none">・特定自主検査(年1回実施)・定期自主検査(貸付前点検または月次点検として3ヶ月に1回を目安に実施)・機械所有に係る公租公課・経年劣化した油圧ホース類
2	<ul style="list-style-type: none">・その他、代表理事が必要と認める経費

林業機械借受申請書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 様

住 所
事業体名
代 表 者

下記のとおり林業機械を借り受けたいので申請します。

記

1 機械名等

管理番号	機種名 導入年度 型式	主な使用場所	借受期間			
			令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで
			令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで
			令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで

2 オペレーター氏名

機種	氏名

3 作業主任者氏名 :

4 使用管理責任者氏名 :

林業機械貸付決定通知書

新農林公第 号
令和 年 月 日

事業体名
代表者 様

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫

令和 年 月 日 付け で借受申請のあった林業機械について、下記のとおり貸付けることに決定したので通知します。

なお、貸付契約は本通知に同封した「林業機械貸付契約書」によるものとし、疑義の無いときは必要箇所を記入・押印のうえ1部は保管し、1部を提出してください。

記

1 機械名等

管理番号	機種名 導入年度 型式	貸付期間	貸付料（月額：税込）
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	円
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	円
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	円

2 貸付条件

- (1) 公益社団法人新潟県農林公社が所有する林業機械に関する管理及び貸付要領を遵守すること。
- (2) 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則を遵守すること。
- (3) オペレーターは林業機械借受申請書に記載した者であること。
- (4) 事故や故障等が発生したときは、貸付要領に則り対処すること。
- (5) 給脂を定期的に行うこと。（経費は借受人の負担とする。）
- (6) 始業点検の実施、及び使用日誌の記録、月次点検（引渡時点検）の実施及び記録を必ず実施すること。

林業機械借受内容変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 様

住 所
事業体名
代 表 者

令和 年 月 日 号で貸付決定のあった林業機械について、
下記のとおり借受内容を変更したいので、申請します。

記

1 変更前

管理 番号	機種名 導入年度 型式	借受期間			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			

2 変更後

管理 番号	機種名 導入年度 型式	借受期間			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			

3 変更の理由

林業機械借受内容変更決定通知書

新農林公第 号
令和 年 月 日事業体名
代表者 様公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫

令和 年 月 日 付け で借受内容変更申請のあった林業機械について、下記のとおり借受内容を変更することに決定したので通知します。

なお、貸付期間・貸付機械の変更および貸付料金の変更以外については、既存の契約書に従って取り扱います。

記

1 変更前

管理番号	機種名 導入年度 型式	借受期間
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 変更後

管理番号	機種名 導入年度 型式	借受期間	貸付料金（税込）の変更
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

林業機械借受取止め申請書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 様

住 所
事業体名
代 表 者

令和 年 月 日 号で貸付決定のあった林業機械について、
下記のとおり借受を取止めたいので申請します。

記

1 借受を取止める機械

管理 番号	機種名 導入年度 型式	既借受決定期間			
		令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで
		令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで
		令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

2 取止めの理由

林業機械貸付決定取消通知書

新農林公第 号
令和 年 月 日

事業体名

代表者 様

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫

令和 年 月 日 付け で借受取止め申請のあった林業機械について、下記のとおり貸付決定を取消すことにしたので通知します。

記

1 貸付決定を取消す機械

管理番号	機種名 導入年度 型式	既貸付決定期間			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			
		令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			

2 その他特記事項

林業機械返還報告書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 様

住 所
事業体名
代 表 者

借受期間が終了した林業機械について、下記のとおり報告します。

記

1 機械名等

管理 番号	機種名 導入年度 型式	主な使用場所	借受期間			
			令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで
			令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで
			令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで

3 添付書類 : 林業機械使用日誌、始業点検記録簿

4 その他特記事項

林業機械貸付料納入通知書

新農林公第 号
令和 年 月 日

事業体名
代表者 様

登録番号 T1110005000090
公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫

令和 年 年分 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) 貸付料
として、下記金額を期日までに納入願います。

記

円

但し、内訳は下表のとおり

管理 番号	機種名 導入年度 型式	貸付料 (消費税抜)	備考
		円	
		円	
		円	
	10%対象 計	円	
	消費税	円	
	合計	円	

納入期限 : 令和 年 月 日

【振込先】 銀行名 : 第四北越銀行 県庁支店
預金種類 : 普通
口座番号 : 1221406
名前 : 公益社団法人新潟県農林公社

※振込手数料はご負担願います。

林業機械貸付料遅延賠償金納入通知書

新農林公第
令和 年 月 日事業体名
代表者 様公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫

令和 年 月分貸付料が定められた期限までに納付されなかったため、下記遅延賠償金を期日までに納入願います。

記

円

但し、内訳は下表のとおり

貸付月	貸付料	納入期限	納入日	遅延日数	賠償率/年	遅延賠償金算出額
遅延賠償金算出額計						
遅延賠償金（端数調整）						

納入期限： 令和 年 月 日

【振込先】 銀行名： 第四北越銀行 県庁支店
預金種類： 普通
口座番号： 1221406
名前： 公益社団法人新潟県農林公社

※振込手数料はご負担願います。

林業機械貸付契約書

貸付人 公益社団法人新潟県農林公社（以下「甲」という。）と 借受人（以下「乙」という。）は、林業機械の貸付けについて次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い誠実に公益社団法人新潟県農林公社高性能林業機械管理及び貸付要領（以下「要領」という。）及びこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

（貸付林業機械、貸付期間、貸付料金）

第2条 甲が乙に貸付けし、乙が借受する林業機械とその貸付期間は次のとおりとする。

管理番号	機種名	導入年度	型式	貸付期間	月額貸付料(税込)

（使用目的）

第3条 乙は、林業機械を森林整備の用に供するものとする。

（貸付料の納入）

第4条 乙は、甲の発行する林業機械貸付料納入通知書に基づき貸付料を納入しなければならない。

（林業機械の引渡し）

第5条 貸付林業機械の引渡しを受けた場合、乙は直ちに林業機械の状態を検査・確認を行い、破損や機能等に不都合を認めた場合は、乙は甲に異議を申立てることができる。異議の申立てないまま使用を開始した場合は、林業機械は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

2 林業機械の移動は乙の負担で乙が行う。

3 天災地変等の不可抗力など、甲の責めに帰さない事由による林業機械の引渡遅延又は引渡不能の場合は、甲はその責を負わない。

（契約不履行の場合の処置）

第6条 乙が要綱に規定する義務を履行しないとき、及びこの契約書条項に違反したときは、甲は期限を定めてその履行を催告し、その期限内になお履行しないときは、この契約を解除し又は損害の賠償を請求することができる。

（期間満了後の処置）

第7条 乙は、貸付期間を満了したとき、又は前条に規定する解除の通知を受けたときは、甲の指示する検査を受けた後、通常の使用による損耗を除き、引渡しを受けた状態で返還しなければならない。なお、その状態と異なる場合は、元の状態に直す費用は、乙の負担とする。

（協議）

第8条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約書が成立したことを証するため、この契約書を2通作成し、各自それぞれ1通を所有する。

年 月 日

甲 新潟市中央区新光町15番地2
公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫 印

乙

印

令和 年度林業機械借受希望調査票

(月借受開始分)

令和 年 月 日

林業労働力確保支援センター 機械担当 宛

(FAX:025-285-5070 mail:rinrou@niigata-nourin.jp)

事業体名

担当者

以下のとおり、借受を希望します。

管理番号	機種	期間	月あたり使用予定日数
		ヶ月間 (月末まで)	日
		ヶ月間 (月末まで)	日
		ヶ月間 (月末まで)	日
公社「企画提案型利用間伐促進事業」による利用間伐の実施予定			

※1行には1つの管理番号のみ記入すること。「f-9またはf-10」といった書き方はしないこと。

※公社「企画提案型利用間伐促進事業」による利用間伐の実施予定がある場合は、有を選択すること。

管理番号	機種名		導入年度		型式																
点検箇所	ベースマシンまわり				アタッチメント周り				共通												
	エンジンのかかり具合	油漏れの有無	燃料・冷却水・作動油の量	ブーム・アームの点検	走行装置の点検	制動装置の点検	計器類の点検	履帯の点検	油漏れの有無	枝払いカッターの点検	送材装置の点検	フレーム・カバー等の点検	ソーチエンジン・ガイドバーの点検	チエーンオイルの点検	動作の確認	測尺装置の点検	各部へのグリスアップ	各部の異音・異臭・振動	運転席の清掃		
点検内容	容易に起動するか	配管の変形・緩み・ホースの損傷などないか	定められた姿勢でレベルゲージ内にあるか	変形・亀裂・欠品等がないか、正しく作動するか	正しく作動するか	走行レバーを離したときに正しく作動するか	警報ランプ等が正常に作動するか	変形・亀裂・緩み・脱落はないか	配管の変形・緩み・ホースの損傷はないか	刃こぼれはないか、研磨されているか	チエーン等に摩耗がないか、ローラーの回転は良いか	変形・亀裂・欠品等はないか	張り具合・損耗・曲がり等の有無を確認	残量・吐出量を確認	アタッチメントの回転、トングの開閉、正送り逆送り、玉切り等正しく作動するか	表示と実測の差は許容範囲内か	必要箇所へグリスアップ	各ポルト等に緩み・脱落がないか	機械操作時に異音・異臭はないか	清掃がされているか	
点検日																					
1日																					
2日																					
3日																					
4日																					
5日																					
6日																					
7日																					
8日																					
9日																					
10日																					
11日																					
12日																					
13日																					
14日																					
15日																					
16日																					
17日																					
18日																					
19日																					
20日																					
21日																					
22日																					
23日																					
24日																					
25日																					
26日																					
27日																					
28日																					
29日																					
30日																					
31日																					

※記入例 良好・・・✓ 要対策・・・× 対策済み・・・○

管理番号	機種名		導入年度		型式													
点検箇所	運転席・走行装置まわり					荷台・グラブローダーまわり					共通					点検者サイン		
	エンジンのかかり具合	油漏れの有無	燃料・冷却水・作動油の量	走行装置の点検	制動装置の点検	計器類の点検	履帯の点検	キヤピンの点検	荷台の点検	油漏れの有無	旋回部	操作装置の点検	ブーム・アーム	トンク	各部への 그리스 アップ		ボルト・ナットの緩み脱落	各部の異音・異臭・振動
点検内容	容易に起動するか	配管の変形・緩み・ホースの損傷などないか	定められた姿勢でレベルゲージ内にあるか	正しく作動するか	走行レバーを離したときに走行停止するか	警報ランプ等が正常に作動するか	変形・亀裂・部品の緩み・脱落はないか	変形損傷はないか	変形損傷はないか	配管の変形・緩み・ホースの損傷はないか	異音・油漏れ等ないか	正しく作動するか	異音・変形・摩擦・亀裂当ないか	異音・変形・摩擦・亀裂当ないか	必要箇所へ 그리스 アップがないか	各ボルト当に緩み・脱落はないか	機械操作時に異音・異臭はないか	清掃がされているか
点検日																		
1日																		
2日																		
3日																		
4日																		
5日																		
6日																		
7日																		
8日																		
9日																		
10日																		
11日																		
12日																		
13日																		
14日																		
15日																		
16日																		
17日																		
18日																		
19日																		
20日																		
21日																		
22日																		
23日																		
24日																		
25日																		
26日																		
27日																		
28日																		
29日																		
30日																		
31日																		

不備・補修等の記録

※記入例 良好・・・✓ 要対策・・・× 対策済み・・・○

管理番号		機種名		導入年度		型式															
点検箇所	ベースマシン・グラップルまわり						ウインチ周り			共通			点検者サイン								
	エンジンのかかり具合	油漏れの有無	燃料・冷却水・作動油の量	ブーム・アームの点検	走行装置の点検	制動装置の点検	計器類の点検	履帯の点検	操縦装置(ウインチ・コントローラ)の点検	操縦装置(排土機)の点検	グラップルの点検	ワイヤーロープの点検		ドラムの点検	インターロックの確認①	インターロックの確認②	搬器の点検	各部へのグリスアップ	各部の異音・異臭・振動	ボルト・ナットの緩み脱落	運転席の清掃
点検内容	容易に起動するか	損傷などないか	配管の変形・緩み・ホースの	定められた姿勢でレベルゲージ内にあるか	変形・亀裂・欠品等がないか、正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	正しく作動するか	必要箇所へグリスアップ	各ボルト等に緩み・脱落がないか	機械操作時に異音・異臭はないか	清掃がされているか	
点検日																					
1日																					
2日																					
3日																					
4日																					
5日																					
6日																					
7日																					
8日																					
9日																					
10日																					
11日																					
12日																					
13日																					
14日																					
15日																					
16日																					
17日																					
18日																					
19日																					
20日																					
21日																					
22日																					
23日																					
24日																					
25日																					
26日																					
27日																					
28日																					
29日																					
30日																					
31日																					

※記入例 良好・・・✓ 要対策・・・× 対策済み・・・○

引受・引渡時点検簿 兼 月次点検簿(ハーベスタ・プロセッサ用)

※月次点検のみの場合は引渡側に記入

管理番号		機種		導入年度		型式	
------	--	----	--	------	--	----	--

引渡側 (月次点検)	
事業体名	
点検者氏名	
使用管理責任者氏名	
点検年月日	
アワーメーター	

引受側	
事業体名	/
点検者氏名	/
使用管理責任者氏名	/
点検年月日	/
アワーメーター	/

部位	点 検 事 項	確 認	
		引渡	引受
ベ ー ス マ シ ン	エンジンのかかり具合		
	運転席計器の作動		
	足回りの損傷・脱落・油漏れ		
	本体・ブーム・アームの変形・亀裂・欠品		
	ラジエータの目詰まり		
	エンジンオイルの量		
	作動油の量		
	冷却水の量		
	バッテリーの点検(液量他)		
	ファンベルトの点検		
ア タ ッ チ メ ン ト	変形・亀裂・欠品等		
	軸、軸受けの磨耗		
	カッタの取り付け状態、変形		
	ガイドバー・ソーチェーンの損傷・磨耗		
	スプロケットの損傷		
	送材チェーン(クローラ)の損傷・磨耗		
	各ローラの損傷・磨耗		

部位	点 検 事 項	確 認	
		引渡	引受
油 圧 ・ 電 気	ベースマシン本体からの油漏れ		
	ブーム・アーム周り油圧配管の損傷・油漏れ		
	アタッチメントからの油漏れ		
	ライト、ワイパー、ホーン、エアコン等の状態		
	配線の被覆、断線、接続の状態		
運 転 操 作	走行・旋回の運転操作		
	排土板の上げ下げ		
	ブーム・アームの運転操作		
	アタッチメントの運転操作(ヘッド旋回)		
	" (グラップル開・閉)		
そ の 他	" (チルト)※ハーベスタのみ		
	" (チェンソー上げ・下げ)		
	" (正送材・逆送材)		
	ボルト・ナットの弛み		
機 体 の 清 掃 (切 り 屑 、 ク ロ ー ラ 周 り 泥 の 除 去)	異音、異臭、異常振動等はないか		
	機体の清掃		
	ガイドバー・ソーチェーンの予備		
	(それぞれ1つずつ)		

特 記 事 項	
------------------	--

※記入例 良好・・・✓ 要対策・・・× 対策済み・・・○ (要対策の場合は支援センターに連絡をとること)

引受・引渡時点検簿 兼 月次点検簿(フォワード用)

※月次点検のみの場合は引渡側に記入

管理番号		機種		導入年度		型式	
------	--	----	--	------	--	----	--

引渡側 (月次点検)	
事業体名	
点検者氏名	
使用管理 責任者氏名	
点検年月日	
アワーメーター	

引受側	
事業体名	/
点検者氏名	/
使用管理 責任者氏名	/
点検年月日	/
アワーメーター	/

部位	点 検 事 項	確 認	
		引渡	引受
ベ ー ス マ シ ン	エンジンのかかり具合		
	運転席計器の作動		
	変形・亀裂・磨耗		
	足回りの損傷・脱落・油漏れ		
	ラジエータの目詰まり		
	エンジンオイルの量		
	作動油の量		
	冷却水の量		
	バッテリーの点検(液量他)		
	ファンベルトの点検		
エアクリーナーの点検			
PTO	走行・グラップル操作の切り替えはスムーズか		
運 転 操 作	走行・旋回の運転操作		
	ブーム・アームの運転操作		
	グラップルの運転操作(ヘッド旋回、開閉)		
	荷台のダンブアップ ※グラップル操作席に接触させないように注意!		

部位	点 検 事 項	確 認	
		引渡	引受
油 圧 ・ 電 気	ベースマシン本体からの油漏れ		
	テーブルからの油漏れ		
	油圧ホースの亀裂・剥皮		
	接続コードの損傷の有無		
	操作盤の損傷・防水機構の状態		
ブ ー ム ・ ア ー ム ・ グ ラ ッ プ ル	操作レバー・ペダルの機能(ガタつきなど)		
	変形・亀裂・磨耗		
	油圧ホースの亀裂・剥皮		
	作動油の油漏れ		
荷 台	変形・損傷の有無		
そ の 他	ボルト・ナットの弛み		
	異音・異臭・異常振動はないか		
	機体の清掃(クローラー周り泥の除去等)		

特 記 事 項	
------------------	--

※記入例 良好・・・✓ 要対策・・・× 対策済み・・・○ (要対策の場合は支援センターに連絡をとること)

引受・引渡時点検簿 兼 月次点検簿(スイングヤーダ・グラップル用)

※月次点検のみの場合は引渡側に記入

管理番号		機種		導入年度		型式	
------	--	----	--	------	--	----	--

引渡側 (月次点検)	
事業体名	
点検者氏名	
使用管理責任者氏名	
点検年月日	
アワーメーター	

引受側	
事業体名	
点検者氏名	
使用管理責任者氏名	
点検年月日	
アワーメーター	

部位	点 検 事 項	確 認	
		引渡	引受
ベ ー ス マ シ ン	エンジンのかかり具合		
	運転席計器の作動		
	足回りの損傷・脱落・油漏れ		
	本体・ブーム・アームの変形・亀裂・欠品		
	エンジンオイルの量		
	ラジエータの目詰まり		
	作動油の量		
	冷却水の量		
	バッテリーの点検(液量他)		
	ファンベルトの点検		
運 転 操 作	エアクリーナーの点検		
	走行・旋回の運転操作		
	排土板の上げ下げ		
	ブーム・アームの運転操作		
	アタッチメントの運転操作(ヘッド旋回)		
	〃 (グラップル開・閉)		

部位	点 検 事 項	確 認	
		引渡	引受
油 圧 電 気	ベースマシン本体からの油漏れ		
	ブーム・アーム周り油圧配管の損傷・油漏れ		
	油圧ホースの亀裂・剥皮		
	ライト、ワイパー、ホーン、エアコン等の状態		
イ ン タ ー ロ ッ ク	配線の被覆、断線、接続の状態		
	電源スイッチの確認		
	インターロックスイッチ入切の確認		
集 材 部 等	高速・低速スイッチの確認		
	ワイヤは廃棄基準に達していないか		
	ドラムは片巻・乱巻になっていないか		
	ワイヤと本体の干渉はないか		
そ の 他	搬器に変形・割れ等はないか		
	ボルト・ナットの弛み		
	異音・異臭・異常振動はないか		
	機体の清掃(クローラー周り泥の除去等)		

特 記 事 項	

※記入例 良好・・・✓ 要対策・・・× 対策済み・・・○ (要対策の場合は支援センターに連絡をとること)

林業機械事故・異常・不具合等報告書

(報告日) 令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
林業労働力確保支援センター 機械担当 宛

事業体名 _____

報告者 _____

管理番号		機種名		導入年度		型式	
発生日時	令和	年	月	日	時	分頃	
機械の所在地							
損傷・異常・不具合箇所区分	<input type="checkbox"/> エンジン回り <input type="checkbox"/> フレーム・操作回 <input type="checkbox"/> 駆動系・走行装置 <input type="checkbox"/> 作業機回り (ブーム・アーム・アタッチメント・ウインチ等) <input type="checkbox"/> その他 ()						
具体的な箇所・状況・対処・修理依頼先等							
記録写真	<input type="checkbox"/> 有 (メール送信済み) <input type="checkbox"/> 有 (メール未送信) <input type="checkbox"/> 無 (理由:)						

(以下、支援センター記入欄)

電話連絡受付 令和 年 月 日 応対者:

本件について、以下のとおり対処する

林政部長		林政部次長		担当	
------	--	-------	--	----	--

対処	<input type="checkbox"/> 業者に依頼 <input type="checkbox"/> その他 ()						
依頼先		借受事業体負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
処置方法							
備考							

完了日: 令和 年 月 日

林業機械貸付料減額要望書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 様

住 所
事業体名
代 表 者

令和 年 月 日 付け 新農林公第 号で貸付決定のあった林業機械について、下記2の理由により林業機械が使用できなかったため、当該林業機械に係る貸付料を減額くださるようお願いいたします。

記

1、貸付料の減額を受けようとする機種名等

管理番号	機種名 導入年度 型式	使用できなかった期間
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2、貸付料の減額を受けようとする理由